

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-4	1 ページ	2. 関東総合通信局 ～ (3) 災害対策用無線機、 <u>臨時災害放送用設備</u> 及び～	2. 関東総合通信局 ～ (3) 災害対策用無線機、 <u>(新規)</u> 及び～	県計画に整合
震-6	2 ページ	1 3. 東京管区気象台 (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の <u>防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説に関すること	1 3. 東京管区気象台 (1) 気象、地象、 <u>水象</u> の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>水象</u> の予報・警報等の <u>防災情報</u> の発表、伝達及び解説に関すること	県計画に整合
震-13	3 ページ	1. 人口 本市の人口と世帯数は、令和 <u>7</u> 年4月1日現在、 <u>153,336</u> 人、 <u>73,331</u> 世帯である。	1. 人口 本市の人口と世帯数は、令和 <u>6</u> 年4月1日現在、 <u>153,656</u> 人、 <u>72,456</u> 世帯である。	最新の数値に更新
震-13	3 ページ	2. 土地利用 表<土地利用の状況>（令和 <u>6</u> 年1月1日現在） ※以下、表中の面積（m ² ）、割合（%）を時点修正	2. 土地利用 表<土地利用の状況>（令和 <u>5</u> 年1月1日現在）	最新の数値に更新
震-15	4 ページ	2. 東日本大震災の被害 ～ この地震により、全国で死者 <u>19,782</u> 人、行方不明者 <u>2,550</u> 人、負傷者 <u>6,242</u> 人、住家被害は、全壊 <u>122,053</u> 棟、半壊 <u>284,074</u> 棟、一部破損 <u>750,069</u> 棟、千葉県でも死者・行方不明者 <u>24</u> 人、負傷者 <u>268</u> 人、住家全壊 <u>807</u> 棟、半壊 <u>10,313</u> 棟などの被害が発生した（令和 <u>7</u> 年3月1日現在、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震第 <u>165</u> 報別紙出典）。 また、～	2. 東日本大震災の被害 ～ この地震により、全国で死者 <u>19,775</u> 人、行方不明者 <u>2,550</u> 人、負傷者 <u>6,242</u> 人、住家被害は、全壊 <u>122,050</u> 棟、半壊 <u>283,988</u> 棟、一部破損 <u>750,064</u> 棟、千葉県でも死者・行方不明者 <u>24</u> 人、負傷者 <u>268</u> 人、住家全壊 <u>807</u> 棟、半壊 <u>10,313</u> 棟などの被害が発生した（令和 <u>6</u> 年3月1日現在、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震第 <u>164</u> 報別紙出典）。 また、～	最新の数値に更新
震-19	5 ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
震-21	6 ページ	3. 自主防災組織（共助） (1) <u>自主防災組織の結成促進</u> <u>危機管理部</u> は、～ (2) <u>自主防災組織の活動支援</u> <u>危機管理部</u> は、～	自主防災組織（共助） (1) <u>自主防災組織の結成促進</u> <u>市民生活部</u> は、～ (2) <u>自主防災組織の活動支援</u> <u>市民生活部</u> は、～	市の行政組織変更
震-21 震-22	7 ページ	4. 市の防災組織（公助） (1) <u>野田市防災会議</u> <u>危機管理部</u> は、～ (2) <u>野田市災害対策本部</u> <u>危機管理部</u> は、～	4. 市の防災組織（公助） (1) <u>野田市防災会議</u> <u>市民生活部</u> は、～ (2) <u>野田市災害対策本部</u> <u>市民生活部</u> は、～	市の行政組織変更
震-22	8 ページ	1. 無線通信施設の整備 <u>危機管理部</u> は、～ 2. アマチュア無線等との連携 <u>危機管理部</u> は、～ ～ 4. その他通信網の整備 <u>危機管理部</u> は、メール、 <u>X</u> （旧：ツイッター）等～	1. 無線通信施設の整備 <u>市民生活部</u> は、～ 2. アマチュア無線等との連携 <u>市民生活部</u> は、～ ～ 4. その他通信網の整備 <u>市民生活部</u> は、メール、 <u>エックス</u> （旧ツイッター）等～	・市の行政組織変更 ・文言の修正

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-23	9ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
震-23	10ページ	<p>1. 市民等への防災知識の普及 危機管理部は、～ ～ 特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、<u>地域における生活者や女性等の多様な視点を～</u></p> <p>(1) 印刷物による普及 防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する情報等を適時に掲載し、周知徹底を図る。</p> <p>(2) 映像等による普及 防災に関するDVD等を防災主管課が購入し、～</p>	<p>1. 市民等への防災知識の普及 市民生活部は、～ ～ 特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>への広報に配慮するとともに、<u>男女双方の視点を～</u></p> <p>(1) 印刷物による普及 防災ハンドブック、パンフレット、ポスター、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する記事等を適時に掲載し、周知徹底を図る。</p> <p>(2) 映像等による普及 防災に関する映画・ビデオテープやスライドを防災主管課が購入し、～</p>	・文言の修正
震-23	11ページ	<p>2. 学校教育による普及 学校教育部は、学年用の防災に関するDVDやタブレット端末の活用等により、～ 防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「<u>学習指導要領</u>（令和2年度 改訂）」に基づき、～</p>	<p>2. 学校教育による普及 学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、～ 防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「<u>学校教育指導の指針</u>（平成24年度）」に基づき、～</p>	・文言の修正
震-24	12ページ	1. 総合防災訓練 危機管理部は、～	1. 総合防災訓練 市民生活部は、～	市の行政組織変更
震-25	13ページ	<p>1. 防災関係機関との情報交換 危機管理部は、～</p> <p>2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理 危機管理部は、～</p> <p>3. 専門的調査・研究の実施 危機管理部は、～</p>	<p>1. 防災関係機関との情報交換 市民生活部は、～</p> <p>2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理 市民生活部は、～</p> <p>3. 専門的調査・研究の実施 市民生活部は、～</p>	市の行政組織変更
震-26	14ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
震-26	15ページ	<p>1. 土砂災害危険区域の公表 危機管理部は、県の調査による土砂災害危険区域について、<u>土砂災害ハザードマップ</u>の作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、ホームページの掲載等により、市民等に周知徹底を図る。</p>	<p>1. 土砂災害危険区域の公表 市民生活部は、県の調査による土砂災害危険箇所について、<u>防災マップ</u>の作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、<u>（新規）</u>等により、市民等に周知徹底を図る。</p>	・市の行政組織変更 ・文言の修正
震-26	15ページ	<p>2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制 ～</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備 危機管理部は、～ また、<u>土砂災害警戒区域等</u>における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとし、<u>土砂災害警戒区域等</u>の指定がされていないが市独自に危険であると判断した箇所についても、指定区域内における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。</p>	<p>2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制 ～</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備 市民生活部は、～ また、<u>土砂災害警戒区域等</u>の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。</p>	・市の行政組織変更 ・県計画に整合

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-27	16ページ	1. 液状化に関する知識の普及 <u>危機管理部は、～</u>	1. 液状化に関する知識の普及 <u>市民生活部は、～</u>	市の行政組織変更
震-31	17ページ	3. 既存建築物の耐震化 都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（令和3年3月 改定）に基づき、～ ～ (2) 公共施設の耐震化 ～については、 <u>可能な限り全ての施設の耐震改修を行うように努める。</u>	3. 既存建築物の耐震化 都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、～ ～ (2) 公共施設の耐震化 ～については、 <u>令和7年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。</u>	・市の行政組織変更 ・文言の修正
震-32	18ページ	4. 生活空間の危険性の除去 ～ (4) 高齢者・障がいのある人への支援 ～障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の <u>無償取付け</u> を行う。 (5) 市の助成制度等の周知 <u>市は地震災害から市民の生命及び財産を守るため、戸建て木造住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の助成制度等について、広報やホームページ等で周知を図るものとする。</u>	4. 生活空間の危険性の除去 ～ (4) 高齢者・障がいのある人への支援 ～障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の <u>取付け</u> を行う。 (5) (新規)	文言の修正
震-33	19ページ	2. 小中学校の施設整備 ～ (5) 通信環境の整備 <u>避難所運営での情報手段や避難者へ情報提供するために、体育館に公衆無線LAN (Wi-Fi スポット) を整備する。</u> (6) 体育館の空調設備の整備 <u>災害時の避難所として使用する体育館について、避難者の熱中症を予防し、避難所における環境の向上を図るために、空調設備を整備する。</u>	2. 小中学校の施設整備 ～ (5) (新規) (6) (新規)	施設の整備項目を追記
震-36	20ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
震-36	21ページ	1. 指定緊急避難場所の指定及び解除 ～ <u>危機管理部は、～</u>	1. 指定緊急避難場所の指定及び解除 ～ <u>市民生活部は、～</u>	市の行政組織変更

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-3 6	22ページ	<p>2. 指定避難所の整備 <u>危機管理部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（令和7年1月改定 千葉県）により、～</u> ～ (2) 必要に応じ井戸、給水タンク、仮設トイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の～ <u>なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> ～ (4) ~必要な物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努める。 (5) ~について検討する。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 ～ (8) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 (9) 車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 (10) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。</p>	<p>2. 指定避難所の整備 <u>市民生活部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月千葉県）により、～</u> ～ (2) 必要に応じ<u>冷暖房施設、換気、照明等</u>～ ～ (4) ~必要な物資<u>(新規)</u>等の備蓄に努める。 (5) ~について検討する。<u>(新規)</u> ～ (8) <u>(新規)</u> (9) <u>(新規)</u> (10) <u>(新規)</u></p>	・市の行政組織変更 ・県計画に整合
震-3 6	22ページ	<p>3. 指定避難所を補完する避難施設 <u>危機管理部は、～</u> 4. 指定緊急避難場所の周知 <u>危機管理部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、平常時から指定避難所の所在地、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、市報、～</u></p>	<p>3. 指定避難所を補完する避難施設 <u>市民生活部は、～</u> 4. 指定緊急避難場所の周知 <u>市民生活部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、<u>(新規)</u>市報、～</u></p>	・市の行政組織変更 ・県計画に整合
震-3 7	23ページ	第3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備 <u>危機管理部は、～</u>	第3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備 <u>市民生活部は、～</u>	市の行政組織変更
震-3 8 震-3 9	24ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-38 震-39	25ページ 26ページ	<p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>2. 行政備蓄の整備</p> <p>(1) 備蓄の推進 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>(2) 民間との協定締結 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>(3) 県との情報の共有 ～</p> <p><u>危機管理部は、(削除) 「物資調達・輸送調整等支援システム」により～</u></p> <p>3. 指定避難所への備蓄 <u>危機管理部は、～</u></p>	<p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>2. 行政備蓄の整備</p> <p>(1) 備蓄の推進 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>(2) 民間との協定締結 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>(3) 県との情報の共有 ～</p> <p><u>市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資調達・輸送調整等支援システム」により～</u></p> <p>3. 指定避難所への備蓄 <u>市民生活部は、～</u></p>	・市の行政組織変更 ・県からの情報提供により修正
震-39 震-40	27ページ	<p>2. 応急医療体制の整備 ～</p> <p>(3) 医薬品等の確保 ～</p> <p><u>危機管理部は、～</u></p>	<p>2. 応急医療体制の整備 ～</p> <p>(3) 医薬品等の確保 ～</p> <p><u>市民生活部は、～</u></p>	市の行政組織変更
震-40	28ページ	<p>2. 井戸の活用 <u>危機管理部は、～</u></p>	<p>2. 井戸の活用 <u>市民生活部は、～</u></p>	市の行政組織変更
震-41	29ページ	<p>1. 緊急輸送道路の指定 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>2. 輸送拠点の整備 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>3. 車両等の確保体制の整備 <u>危機管理部は、～</u></p>	<p>1. 緊急輸送道路の指定 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>2. 輸送拠点の整備 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>3. 車両等の確保体制の整備 <u>市民生活部は、～</u></p>	市の行政組織変更
震-42	30ページ	<p>1. 広域応援協定の締結 <u>危機管理部は、～</u></p> <p>2. 受入れ体制の整備 <u>危機管理部は、～</u></p>	<p>1. 広域応援協定の締結 <u>市民生活部は、～</u></p> <p>2. 受入れ体制の整備 <u>市民生活部は、～</u></p>	市の行政組織変更
震-43	31ページ	・表中の「第2 避難行動要支援者への対策」の「担当」欄 <u>学校教育部を追記</u>		担当部署の変更
震-43	32ページ	<避難行動要支援者のフロー図> <u>削除</u>		図の修正

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-4 3 震-4 4	3 3 ページ	<p>第1 避難行動要支援者対策の方針 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいう。</p> <p>避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を「野田市避難行動要支援者支援プラン（仮称）」に基づき対策を推進する。</p>	<p>第1 避難行動要支援者対策の方針 1. 避難行動要支援者対策の基本方針 「避難行動要支援者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な者をいうもので、このような観点から、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者など避難時に支援を要する者を「避難行動要支援者」として想定する。</p> <p>避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。</p> <p>(1) 地域市民は、「避難行動要支援者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。</p> <p>(2) 地域市民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。</p> <p>(3) 自治会又は自主防災組織は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当しておく。</p> <p>(4) 自治会又は自主防災組織は他の避難支援等関係者と連携するとともに、地域の実状に応じた必要な資機材を、日頃より検討し準備する。</p> <p>(5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が市民と共生できるよう、地域ぐるみ福祉ネットワーク等の結成を推進する。</p> <p>(6) 企画財政部は、外国人の安全な避難に関し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。</p>	文言の修正
震-4 4	3 3 ページ 3 4 ページ	(削除)	2. 野田市避難行動要支援者の支援計画	文言の修正
震-4 4 ～ 震-4 7	3 5 ページ ～ 4 0 ページ	(削除)	<p>第2 避難行動要支援者への対策 ～</p> <p>第3 社会福祉施設等における防犯対策 ～</p> <p>第4 外国人への対策 ～</p>	文言の修正
震-4 8	4 1 ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
震-4 8	4 2 ページ	<p>1. 基本原則の周知・徹底 <u>危機管理部</u>は、～</p> <p>2. 安否確認手段の普及・啓発 <u>危機管理部</u>は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板w e b 171、災害用ブロードバンド伝言板、<u>X (旧:ツイッター)</u>・フェイスブック等のSNS、～</p> <p>3. 情報連絡体制 <u>危機管理部</u>は、～</p>	<p>1. 基本原則の周知・徹底 <u>市民生活部</u>は、～</p> <p>2. 安否確認手段の普及・啓発 <u>市民生活部</u>は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板w e b 171、災害用ブロードバンド伝言板、<u>エックス (旧ツイッター)</u>・フェイスブック等のSNS、～</p> <p>3. 情報連絡体制 <u>市民生活部</u>は、～</p>	・市の行政組織変更 ・文言の修正
震-4 8	4 2 ページ	第2 帰宅困難者の安全確保 <u>危機管理部</u> は、～	第2 帰宅困難者の安全確保 <u>市民生活部</u> は、～	市の行政組織変更

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-4 9	4 3 ページ	・表中の「配備人員」の欄 <u>危機管理課職員</u>	・表中の「配備人員」の欄 <u>防災安全課職員</u>	市の行政組織変更
震-5 1	4 4 ページ	2. 災害対策本部の運営 (1) 職務権限 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、 <u>危機管理部長</u> の順に～ (2) 本部会議 ～ 〈本部会議の協議事項〉 ～ イ <u>避難情報の発令及び警戒区域の設定</u> に関すること	2. 災害対策本部の運営 (1) 職務権限 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、 <u>市民生活部長</u> の順に～ (2) 本部会議 ～ 〈本部会議の協議事項〉 ～ イ <u>避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定</u> に関すること	・市の行政組織変更 ・文言の修正
震-5 3	4 5 ページ	<災害対策本部 組織図> 各対策班等の部署名の追加・変更及び特命班の修正		市の行政組織変更
震-5 4 ～ 震-5 8	4 6 ページ ～ 5 2 ページ	<災害対策本部 事務分掌> 各対策班等の部署名の追加・変更及び特命班の修正		市の行政組織変更
震-6 2	5 3 ページ	1. 地震情報の収集 総括班は、 <u>千葉県防災行政無線</u> 等を通じて、～	1. 地震情報の収集 総括班は、 <u>千葉県防災情報システム</u> 等を通じて、～	県からの情報提供により修正
震-6 2	5 4 ページ 5 5 ページ	〈地震情報の種類〉 ・震源に関する情報 <u>「津波の心配がない」</u> または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、震度3以上で発表する～ ・震源・震度情報 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表。 <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u> ・(削除) ・推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに～	〈地震情報の種類〉 ・震源に関する情報 <u>(新規)</u> 震度3以上で発表する～ ・震源・震度に関する情報 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表。 <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u> ・各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の中には、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。 ・推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに～	気象庁の地震情報と整合

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-6 3	5 6 ページ	<p>2. 災害直後の被害情報の収集</p> <p>～</p> <p>(1) 被害情報等内容</p> <p>ア 人的被害</p> <p>～</p> <p>イ 物的被害</p> <p>～</p> <p>(ウ) 河川、擁壁、液状化、<u>土砂災害危険区域等</u></p>	<p>2. 災害直後の被害情報の収集</p> <p>～</p> <p>(1) 被害情報等内容</p> <p>ア 人的被害</p> <p>～</p> <p>イ 物的被害</p> <p>～</p> <p>(ウ) 河川、擁壁、液状化、<u>土砂災害危険箇所等</u></p>	県計画に整合
震-6 4	5 7 ページ	<p>5. 県への報告</p> <p>(1) 報告先・手段</p> <p>災害報告は、総括班がとりまとめ、<u>千葉県防災行政無線及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線</u>により県災害対策本部事務局に報告する。</p> <p>被害情報等の～</p>	<p>5. 県への報告</p> <p>(1) 報告先・手段</p> <p>災害報告は、総括班がとりまとめ、<u>千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線</u>により県災害対策本部事務局に報告する。</p> <p>被害情報等の～</p>	県からの情報提供により修正
震-6 5	5 8 ページ	図中から、「 <u>千葉県防災情報システムサーバー</u> 」の文言を削除		県からの情報提供により修正
震-6 9	5 9 ページ	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「担当」の欄 <u>総括班</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「担当」の欄 <u>涉外調整班</u> 	対策班の担当の修正
震-7 0	6 0 ページ	<p>〈自衛隊の派遣活動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の援助 <p>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。<u>また、市から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。</u>なお、避難者等については、原則として市からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、市と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。</p> <p>～</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食、給水及び入浴支援 <p>被災者に対し、<u>給食、給水及び入浴支援</u>を実施する。</p>	<p>〈自衛隊の派遣活動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の援助 <p>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。<u>(新規)</u></p> <p>～</p> <ul style="list-style-type: none"> 炊飯及び給水 <p>被災者に対し、<u>炊飯及び給水</u>を実施する。</p>	県計画に整合
震-8 0 震-8 1	6 1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <医療救護所>の表中 <u>医療法人徳洲会 野田総合病院</u> <後方医療機関>の表中 <u>野田総合病院</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <医療救護所>の表中 <u>医療法人社団圭春会 小張総合病院</u> <後方医療機関>の表中 <u>小張総合病院</u> 	医療機関名の修正
震-8 4	6 2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u> 	市の行政組織変更

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-88 震-89	63ページ	<p>第3 指定避難所等の開設及び運営</p> <p>～</p> <p>4. 在宅避難者等の支援</p> <p>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>5. 車中泊避難者への支援</p> <p>市は車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>第3 指定避難所の開設及び運営</p> <p>～</p> <p>4. (新規)</p> <p>5. (新規)</p>	県計画に整合
震-89	64ページ	<p>第5 感染症対策</p> <p>市は、<u>(削除)</u>感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。</p> <p>1. 開場及び担当</p> <p><u>危機管理部</u>は、～</p> <p>～</p> <p>3. ホテル・旅館等の活用</p> <p><u>危機管理部</u>は、～</p> <p>4. 避難所の感染防止</p> <p>(1) 備蓄、訓練</p> <p><u>危機管理部</u>は、～</p>	<p>第5 感染症対策</p> <p>市は、<u>新型コロナウイルス等の</u>感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。</p> <p>1. 開場及び担当</p> <p><u>市民生活部</u>は、～</p> <p>～</p> <p>3. ホテル・旅館等の活用</p> <p><u>市民生活部</u>は、～</p> <p>4. 避難所の感染防止</p> <p>(1) 備蓄、訓練</p> <p><u>市民生活部</u>は、～</p>	・県計画に整合 ・市の行政組織変更
震-91	65ページ	・表中の「担当」の欄 <u>総括班</u>	・表中の「担当」の欄 <u>涉外調整班</u>	対策班の担当の修正
震-92	66ページ	<p>2. 食料供給体制</p> <p>～</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、<u>総括班</u>が県に対して供給を要請する。</p> <p>応急用米穀の確保ができないときは、～</p>	<p>2. 食料供給体制</p> <p>～</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、<u>涉外調整班</u>が県に対して供給を要請する。</p> <p>応急用米穀の確保ができないときは、～</p>	対策班の担当の修正
震-93	66ページ	<p>1. 物資の要請</p> <p>(1) 物資の要請</p> <p>物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、<u>総括班</u>が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法について情報を提供する。</p> <p>ただし、～</p> <p>また、<u>総括班</u>は日本赤十字社に義援品の要請を行う。</p>	<p>1. 物資の要請</p> <p>(1) 物資の要請</p> <p>物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、<u>涉外調整班</u>が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法について情報を提供する。</p> <p>ただし、～</p> <p>また、<u>涉外調整班</u>は日本赤十字社に義援品の要請を行う。</p>	対策班の担当の修正
震-98	67ページ	<p>2. 緊急通行車両等の災害発生前の確認</p> <p>～</p> <p>(2) ～については、<u>標章及び確認証明証</u>を交付する。</p> <p>(3) <u>標章の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u></p>	<p>2. 緊急通行車両等の事前届出について</p> <p>～</p> <p>(2) ～については、<u>届出済証</u>を交付する。</p> <p>(3) <u>届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。</u></p>	県計画に整合

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-104	68ページ	<p>1. 児童・生徒等の安全確保 (1) 学校班及び学校長は、～ (2) 市立幼稚園職員は、開園中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所長に報告する。 <u>ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。</u> <u>また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。</u> ～</p> <p>3. 施設の被害調査 学校長等は、施設の被害状況等について調査を行い、学校班に報告する。</p>	<p>1. 児童・生徒の安全確保 学校班及び学校長は、～ <u>(新規)</u> ～</p> <p>3. 施設の被害調査 学校長等は、施設の被害状況等について調査を行う。</p>	・文言の修正 ・記載内容の追加
震-107	69ページ	<p>1. 指定避難所における支援 ～に留意する。 <u>また、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止のため、必要に応じて千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣調整を行う。</u> ～</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者の生活確保 (1) 需要の把握 <u>要配慮者班は、仮設住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を必要とする者の把握を行い、仮設住宅班にこれを提供する。</u></p>	<p>1. 指定避難所における支援 ～に留意する。 <u>(新規)</u> ～</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者の生活確保 (1) 需要の把握 <u>要配慮者班は、住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を必要とする者の把握を行い、住宅班にこれを提供する。</u></p>	・県からの情報提供により修正 ・対策班の担当の修正
震-112	70ページ	<p>1. 廃棄物の処理 (1) 処理体制の確立 ～を求める。 <u>なお、市が甚大な被害を受けた場合において、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が市に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u></p>	<p>1. 廃棄物の処理 (1) 処理体制の確立 ～を求める。 <u>(新規)</u></p>	県からの情報提供により修正
震-113	71ページ	<p>2. し尿の処理 ～</p> <p>(4) し尿の収集・処理 ～を要請する。 <u>また、収集・処理が困難な場合に、近隣市や「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求めめる。</u></p>	<p>2. し尿の処理 ～</p> <p>(4) し尿の収集・処理 ～を要請する。 <u>(新規)</u></p>	県からの情報提供により修正
震-115	72ページ	・表中の「第5 応急仮設住宅の供給」の「担当」欄 <u>仮設住宅班</u>	・表中の「第5 応急仮設住宅の供給」の「担当」欄 <u>住宅班</u>	対策班の担当の修正
震-115	73ページ	<p>1. 判定実施体制の準備 住宅班は、～ <u>また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。</u> 判定を実施するときは、～</p>	<p>1. 判定実施体制の準備 住宅班は、～ <u>また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、<u>社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。</u></u> ～</p>	県計画に整合
震-115	73ページ	第2 被災宅地の危険度判定 <u>被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険区域等の危険度判定を行う。</u>	第2 被災宅地の危険度判定 <u>被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。</u> <u>判定を実施するときは、～</u>	県計画に整合

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
震-117	74ページ 75ページ	<p>1. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(1) 需要の把握 <u>仮設住宅班は、～</u></p> <p>(2) 入居者の選定 <u>仮設住宅班は、～</u></p> <p>(3) 用地確保 <u>仮設住宅班は、～</u></p> <p>(4) 建設 ～ ～ときには、<u>仮設住宅班は、</u>関係機関・協力団体等の協力を得て行う。 <u>仮設住宅班は、～</u></p> <p>(5) 管理 <u>仮設住宅班は、～</u></p> <p>2. 民間賃貸住宅の借上げ等の措置 <u>仮設住宅班は、～</u></p>	<p>1. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(1) 需要の把握 <u>住宅班は、～</u></p> <p>(2) 入居者の選定 <u>住宅班は、～</u></p> <p>(3) 用地確保 <u>住宅班は、～</u></p> <p>(4) 建設 ～ ～ときには、<u>住宅班は、</u>関係機関・協力団体等の協力を得て行う。 <u>住宅班は、～</u></p> <p>(5) 管理 <u>住宅班は、～</u></p> <p>2. 民間賃貸住宅の借上げ等の措置 <u>住宅班は、～</u></p>	対策班の担当の修正
震-118	76ページ	・表中の「担当」の欄 <u>総括班</u>	・表中の「担当」の欄 <u>総括要配慮班</u>	対策班の担当の修正
(新規)	77ページ ～ 80ページ	附則 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画 第1節 計画の趣旨 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 第3節 南海トラフ地震発生後の対応 ※本文省略	(新規)	記載内容等の見直しによる修正
風-4	81ページ	2. 関東総合通信局 ～ (3) 災害対策用無線機、 <u>臨時災害放送用設備</u> 及び～	2. 関東総合通信局 ～ (3) 災害対策用無線機、 <u>(新規)</u> 及び～	県計画に整合
風-6	82ページ	13. 東京管区気象台 (1) 気象、地象、 <u>地動及び水象</u> の観測並びにその成果の収集及び発表に関するこ (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>及び水象</u> の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関するこ	13. 東京管区気象台 (1) 気象、地象、 <u>水象</u> の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関するこ (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>水象</u> の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関するこ	県計画に整合
風-12	83ページ	1. 人口 本市の人口と世帯数は、令和 <u>7</u> 年4月1日現在、 <u>153,336</u> 人、 <u>73,331</u> 世帯である。	1. 人口 本市の人口と世帯数は、令和 <u>6</u> 年4月1日現在、 <u>153,656</u> 人、 <u>72,456</u> 世帯である。	最新の数値に更新
風-12	83ページ	2. 土地利用 表<土地利用の状況> (令和 <u>6</u> 年1月1日現在) ※以下、表中の面積 (m ²)、割合 (%) を時点修正	2. 土地利用 表<土地利用の状況> (令和 <u>5</u> 年1月1日現在)	最新の数値に更新
風-13	84ページ	第2 土砂災害 本市の <u>土砂災害警戒区域</u> 等は、県によって <u>22箇所</u> が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。 また、～	第2 土砂災害 本市の <u>土砂災害危険箇所</u> は、県によって <u>5箇所</u> が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。 また、～	・県計画に整合 ・最新の数値に更新

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
風-14	85ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
風-15	86ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
風-15	86ページ	第1 防災広報・防災教育の充実 <u>危機管理部及び学校教育部は、～</u> ～ 第3 調査・研究 <u>土木部及び危機管理部は、～</u>	第1 防災広報・防災教育の充実 <u>市民生活部及び学校教育部は、～</u> ～ 第3 調査・研究 <u>土木部及び市民生活部は、～</u>	市の行政組織変更
風-16	87ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
風-16 風-17	87ページ 88ページ	第1 避難行動 <u>危機管理部は、～</u> 第2 避難所等の確保 1. 市民自らによる避難先の確保 ～ 市民は災害に備え、日頃から <u>マイ・タイムライン</u> 等により～ 2. 指定避難所 <u>危機管理部は、～</u> 3. 要配慮者優先避難所 <u>危機管理部は、～</u>	第1 避難行動 <u>市民生活部は、～</u> 第2 避難所等の確保 1. 市民自らによる避難先の確保 ～ 市民は災害に備え、日頃から <u>タイムライン</u> 等により～ 2. 指定避難所 <u>市民生活部は、～</u> 3. 要配慮者優先避難所 <u>市民生活部は、～</u>	・市の行政組織変更 ・文言の修正
風-18	89ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
風-19	89ページ	第2 土砂災害防止対策 <u>危機管理部は、～</u>	第2 土砂災害防止対策 <u>市民生活部は、～</u>	市の行政組織変更
風-20	89ページ 90ページ	5. 知識の啓発 <u>危機管理部は、～</u> (1) 気象情報の確認 ～ なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。	5. 知識の啓発 <u>市民生活部は、～</u> (1) 気象情報の確認 ～ なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、 <u>気象庁から発表される</u> 。	県からの情報提供により修正

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
風-23	91ページ	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「配備人員」の欄 <u>危機管理課職員</u> 表中の「配備基準（第2配備）」の欄 ～ (3) <u>暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 表中の「配備人員」の欄 <u>防災安全課防災担当職員</u> 表中の「配備基準（第2配備）」の欄 ～ (3) <u>暴風警報・暴風雪・大雪が発表されたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市の行政組織変更 県からの情報提供により修正
風-24	91ページ 92ページ	<p>2. 動員・配備</p> <p>(1) 配備の決定 <u>危機管理部長は、～</u></p> <p>(2) 動員の方法 ～ 勤務時間外は、<u>危機管理部長</u>から各部長に情報の伝達を行う。～</p>	<p>2. 動員・配備</p> <p>(1) 配備の決定 <u>市民生活部長は、～</u></p> <p>(2) 動員の方法 ～ 勤務時間外は、<u>市民生活部長</u>から各部長に情報の伝達を行う。～</p>	市の行政組織変更
風-25	93ページ	<p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 職務権限 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、<u>危機管理部長</u>の順に～</p> <p>(2) 本部会議 ～ <本部会議の協議事項> ～ イ <u>避難情報の発令及び警戒区域の設定</u>に関すること</p>	<p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 職務権限 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、<u>市民生活部長</u>の順に～</p> <p>(2) 本部会議 ～ <本部会議の協議事項> ～ イ <u>避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定</u>に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の行政組織変更 文言の修正
風-27	94ページ	<災害対策本部組織図> 各対策班等の部署名の追加・変更及び特命班の修正		市の行政組織変更
風-28 ～ 風-32	95ページ ～ 101ページ	<災害対策本部 事務分掌> 各対策班等の部署名の追加・変更及び特命班の修正		市の行政組織変更
風-35 風-36	102ページ	<p>1. 気象情報等の収集</p> <p>(1) 気象情報 総括班は、<u>千葉県防災行政無線</u>等を通じて、～</p> <p>～</p> <p>(3) 火災気象通報 ～ <火災気象通報の基準></p> <p>～</p> <p>イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき <u>銚子地方気象台</u>が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</p> <p>～</p> <p>2. 洪水予報・水防警報 <u>関東地方整備局</u>及び<u>気象庁大気海洋部</u>は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。<u>関東地方整備局</u>は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。</p>	<p>1. 気象情報等の収集</p> <p>(1) 気象情報 総括班は、<u>千葉県防災情報システム</u>等を通じて、～</p> <p>～</p> <p>(3) 火災気象通報 ～ <火災気象通報の基準></p> <p>～</p> <p>イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）を伴うときは、<u>火災気象通報を行わない事がある。</u></p> <p>～</p> <p>2. 洪水予報・水防警報 <u>国（関東地方整備局）</u>及び<u>気象台（気象庁予報部）</u>は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。<u>国（関東地方整備局）</u>は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。</p>	県からの情報提供により修正
風-39	103ページ	・表中の「担当」の欄 <u>総括班</u>	・表中の「担当」の欄 <u>涉外調整班</u>	対策班の担当の修正

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
風-4 1	104ページ	第4 水防活動 ～ 水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、 <u>危機管理部長</u> との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。 なお、～	第4 水防活動 ～ 水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、 <u>市民生活部長</u> との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。 なお、～	市の行政組織変更
風-4 5	105ページ	・表中の「担当」の欄 <u>危機管理部</u>	・表中の「担当」の欄 <u>市民生活部</u>	市の行政組織変更
風-4 9	106ページ	第3 指定避難所等の開設及び運営 ～ 4. 在宅避難者等の支援 対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第3 4 「在宅避難者等の支援」を準用する。 5. 車中泊避難者への支援 対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第3 5 「車中泊避難者への支援」を準用する。	第3 指定避難所の開設及び運営 ～ 4. (新規) 5. (新規)	県計画に整合
風-5 0	107ページ	・表中の「担当」の欄 <u>総括班</u>	・表中の「担当」の欄 <u>涉外調整班</u>	対策班の担当の修正
風-6 1	108ページ	・表中の「第4 応急仮設住宅の供給」の「担当」欄 <u>仮設住宅班</u>	・表中の「第4 応急仮設住宅の供給」の「担当」欄 <u>住宅班</u>	対策班の担当の修正
風-6 1	108ページ	第1 被災宅地の危険度判定 住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や <u>土砂災害警戒区域</u> 等の危険度判定を行う。 対策の内容は、～ ～ 第4 応急仮設住宅の設置 県及び <u>仮設住宅班</u> は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。 対策の内容は、～	第1 被災宅地の危険度判定 住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や <u>土砂災害危険箇所</u> 等の危険度判定を行う。 対策の内容は、～ ～ 第4 応急仮設住宅の設置 県及び <u>住宅班</u> は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。 対策の内容は、～	・県計画に整合 ・対策班の担当の修正
大-2	110ページ	・表中の「配備人員」の欄 <u>危機管理課職員</u>	・表中の「配備人員」の欄 <u>防災安全職員</u>	市の行政組織変更
大-2	110ページ	2. 情報収集・報告 <u>危機管理課</u> 及び消防本部は、～	2. 情報収集・報告 <u>防災安全課</u> 及び消防本部は、～	市の行政組織変更

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(全編)

頁 野田市地域 防災計画	頁 新旧対照表	修正後	修正前	修正理由
大-6 大-7	1 1 1 ページ 1 1 2 ページ	<p>2. 情報の収集・連絡体制整備 県及び<u>危機管理部</u>は、～</p> <p>3. 応急活動体制の整備 <u>危機管理部</u>は、～ また、<u>危機管理部</u>、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、～～</p> <p>5. 退避誘導体制の整備 <u>危機管理部</u>は、～</p> <p>6. 放射性物質に関する教育・訓練 県、環境部及び<u>危機管理部</u>は、～</p>	<p>2. 情報の収集・連絡体制整備 県及び<u>市民生活部</u>は、～</p> <p>3. 応急活動体制の整備 <u>市民生活部</u>は、～ また、<u>市民生活部</u>、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、～～</p> <p>5. 退避誘導体制の整備 <u>市民生活部</u>は、～</p> <p>6. 放射性物質に関する教育・訓練 県、環境部及び<u>市民生活部</u>は、～</p>	市の行政組織変更
大-12	1 1 3 ページ	第2 予防計画 ～を構築する。 <u>危機管理部</u> は、～	第2 予防計画 ～を構築する。 <u>市民生活部</u> は、～	市の行政組織変更
大-21	1 1 4 ページ	第2 予防計画 <u>危機管理部</u> は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。 また、～	第2 予防計画 <u>市民生活部</u> は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。 また、～	市の行政組織変更
大-23	1 1 5 ページ	2. 行政等による予防対策 <u>危機管理部</u> 及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。 また、～	2. 行政等による予防対策 <u>市民生活部</u> 及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。 また、～	市の行政組織変更